

諫早市公告第45号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により諫早農業振興地域整備計画（平成30年諫早市公告第67号）を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案について変更理由書を添えて下記により縦覧に供する。

なお、諫早市の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供した変更後の農業振興地域整備計画の案について市に意見書を提出することができる。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画の案のうち変更後の農用地利用計画の案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該変更後の農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年3月26日

諫早市長 大久保 潔



記

1 縦覧期間

自 令和6年3月27日

至 令和6年4月25日

2 縦覧場所

諫早市役所農林水産部農業振興課

3 意見書の提出方法

意見書で使用する言語は日本語に限ることとし、提出方法は、持参、郵送、ファックス又はインターネットによる方法とする。意見書の提出者が個人の場合については住所、氏名及び職業を、法人の場合については法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

4 意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

5 異議の申出の方法等

異議の申出は書面により行うこととする。使用する言語は日本語に限ることとし、提出方法は、持参、郵送、ファックス又はインターネットによる方法とする。異議の申出者が個人の場合については住所、氏名及び職業を、法人の場合については法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。